

令和7年度 体罰防止のための取組

1 体罰防止基本方針

児童・生徒は、誰もがよりよく生きたいという意欲や願いをもっている。この願いを全教職員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切である。児童・生徒にとって、教職員との信頼関係は、自分の考えが受け止められ尊重されていると感じられたときに築かれるものである。このことを念頭に置き、以下のスローガンの下、教職員一人一人が日々の指導の中で人権感覚を高めるとともに体罰防止に努めていく。

2 研修会の実施

「体罰禁止」を教員の絶対的規範として確立することを目的とした校内研修を実施し、生徒への指導の在り方を見直す機会とする。

- ・事例研究等を用いた校内研修を実施する。
- ・「人権教育プログラム」「使命を全うする～教職員の服務に関するガイドライン～」を活用しての人権感覚意識を高める校内研修を実施する。
- ・人権教育研修会への参加。

3 体罰根絶宣言ポスター及び、体罰防止の「スローガン」の掲示

- ・体罰防止スローガンを設定し、体罰根絶宣言ポスターを職員室内に掲示し、日常的に確認するとともに、全教職員の共通理解のもとで指導にあたる。

4 「体罰防止セルフチェックシート」を全職員に配布し、毎月の状況を把握

- ・全教員は、毎月、体罰防止に関する項目を自己点検し、体罰発生を未然に防ぐようにする。
- ・管理職は全教員の回答を必ず確認し、必要に応じて教員への聞き取りを行うなどの対応を行う。
- ・自己申告に伴う面接や体罰根絶に向けた面談等で教職員一人一人の体罰に関する意識について確認し、課題がある場合は確実に指導する。

5 「児童生徒性暴力防止の3ない運動」プラスの掲示

- ・全教職員が、「さわらない」「送らない」「二人きりにならない」を徹底する。
 - 「さわらない」・・・指導に不必要な身体接触は行わない。
 - 「送らない」・・・児童・生徒及び保護者に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしない。
 - 「二人きりにならない」・・・閉鎖的な状況での指導・対応をしない。
- ・児童・生徒及び保護者と教職員の恋愛関係は成立しないことを確認する。